

事業名称	実施区分	対 象	内 容	問い合わせ先
◇ 資金支援				
持続化給付金	受付中	売上げが前年同月比で50％以上減少している事業者	【支給額】 中堅・中小・小規模＝最大200万円 個人事業主＝最大100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
感染拡大防止協力金	受付中	県からの休業要請に応じた店舗 (接待飲食店等・運動施設・遊技場・映画館等)	【支給額】 1店舗10万円	岩手県経営支援課 ☎019-629-5542
中小企業事業継続支援金	受付中	売上高が減少(本年3月から6月までのいずれか1月の売上高が前年同月と比較して減少)している市内に主たる事業所を有する事業者(法人・個人) 【第1弾】 道路旅客運送業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、旅行業、旅行者者代理業、運転代行業 【第2弾】 製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育・学習支援業	新型コロナウイルス感染症対策に係る経営困難事業者へ支援金を交付 【交付額】 定額30万円 【交付回数】 1回限り 1,300件想定 【申請期限】 7月31日まで	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
実質無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度の併用)	受付中	最近1カ月の売上高が前年同月等と比較して、5％以上減少した事業者など	【融資限度額】 国民生活事業＝6,000万円 / 中小企業事業＝3億円 一定の要件に該当する場合(中小企業者は売上高20％以上減など)、国民生活事業3,000万円を限度(中小企業事業においては1億円)として、当初3年間は実質無利子で利用可	①日本政策金融公庫一関支店(国民生活) ☎0191-23-4157 ②日本政策金融公庫盛岡支店(中小企業) ☎019-623-6125 ③商工組合中央金庫盛岡支店 ☎019-622-4185
新型コロナウイルス感染症対応資金 (特別資金)	受付中	売上高などが減少し、セーフティーネット保証4、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者	【融資限度額】 3千万円以内 【融資期間】 10年以内(据置5年以内) 【固定金利】 年1.4％以内(当初3年間無利子)	岩手県経営支援課 ☎019-629-5542
新型コロナウイルス感染症対策資金	受付中	危機関連保証の認定を受けた事業者	【融資限度額】 8千万円以内 【融資期間】 10年以内(据置2年以内) 【固定金利】 年1.4％以内 【変動金利】 年1.2％以内	岩手県経営支援課 ☎019-629-5542
中小企業融資あっせん事業	受付中	保証協会対象業種で、納期到来済の市税などを完納している市内中小企業者	【融資限度額】 3,750万円以内(運転資金、設備資金) 【融資期間】 運転資金7年以内、設備資金10年以内(据置1年以内) 【固定金利】 年2.7％(3年以内)、年2.9％(3年超) うち市が1.5％を負担	市内の各金融機関
◇ 家賃支援				
地域企業経営継続支援事業費補助金	予定	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業のうち、 ①売上げが50％以上減少した事業者 ②休業した事業者で、今後売上げの50％以上減少が見込まれる事業者	家賃・地代の2分の1以内(上限10万円)、4月以降の連続する3カ月間(最大30万円)を補助	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
◇ 雇用支援				
雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例措置)	受付中	1カ月間の売上げが前年同月等と比較して5％以上減少し、休業などを実施した事業者(その他要件あり)	事業主が休業手当を支給する場合、その金額に応じて支給(最大10分の10を支給、上限1人1日当たり8,330円)	大船渡公共職業安定所 ☎0192-27-4165
新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用 助成事業費補助金	予定	雇用調整助成金を活用して休業手当を支払った事業者	雇用調整助成金を活用して休業手当、賃金などを支給し、従業員の雇用の維持を図った場合の事業主負担分に対する補助(休業手当の10分の1以内)	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
小学校休業等対応助成金 小学校休業等対応支援金	受付中	ガイドラインなどに基づき、臨時休業等した小学校などに通うこどもの世話が必要になった個人事業主、または有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主	【事業主】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10分の10(支給上限8,330円) 【個人事業主】 就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター ☎0120-60-3999
◇ 活動支援				
飲食業等事業継続活動支援事業補助金	受付中	来店者減少に伴い、宅配やテイクアウトなどに新たに取り組む店舗で飲食を提供する事業者(法人・個人)、または複数の事業者で構成する団体・グループ(任意可)	宅配やテイクアウトなどに取り組む費用の一部に助成 【交付額】 上限20万円 【交付率】 10/10 【申請期限】 6月30日まで	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
前売り応援宿泊券販売支援補助	受付中	県内宿泊事業者	前売り宿泊券発行に係る印刷費、デザイン費、広告チラシなどに要する経費 【交付額】 上限10万円 【申請期限】 8月31日まで	岩手県観光・プロモーション室 ☎019-629-5573
◇ 猶予・減免				
水道料金などの支払期限の延長	受付中	①収入が減少し、水道料金などの支払いが困難な人 ②感染または感染の疑いなどにより、水道料金などの支払い手続きが困難な人	水道料金、下水道使用料、漁業集落排水施設使用料の支払期限を7月31日まで延長	大船渡市水道事業所 ☎0192-27-3111(内線174・205)
固定資産税の軽減措置	予定	本年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額が、前年の同期間と比較して30％以上減少した中小事業者など ※中小事業者などとは・・・①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が千人以下の法人③常時使用する従業員の数が千人以下の個人	令和3年度課税分の固定資産税を対象として、償却資産および事業用家屋に係る課税標準を軽減 ※申請手続きの詳細は決まり次第、広報などで周知 連続する3カ月間の事業収入の合計額が前年の同期間と比較し ①30％以上50％未満減少 課税標準を2分の1に軽減 ②50％以上減少 課税標準をゼロに軽減	大船渡市税務課資産税係 ☎0192-27-3111(内線155・159)
国税、地方税、社会保険料の納付猶予	受付中	①本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20％以上減少し かつ、 ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である事業者	1年間納税猶予(無担保かつ延滞税なし)	①国税:国税局猶予相談センター ☎0120-945-430 ②県税:大船渡地域振興センター県税室 ☎0192-27-9912 ③社会保険料 一関年金事務所または岩手労働局

※上記支援制度の内容は5月25日時点のものであり、今後の情勢等の変化により内容の変更や新規制度の創設が行われる場合があります。制度の変更や追加があった際は、広報などでお知らせします。